

## 報告 2 平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第 8 期])について

### 1 介護保険事業計画

介護保険事業計画は介護保険法第 117 条に、3 年を 1 期として、「市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画」を策定するように定められています。

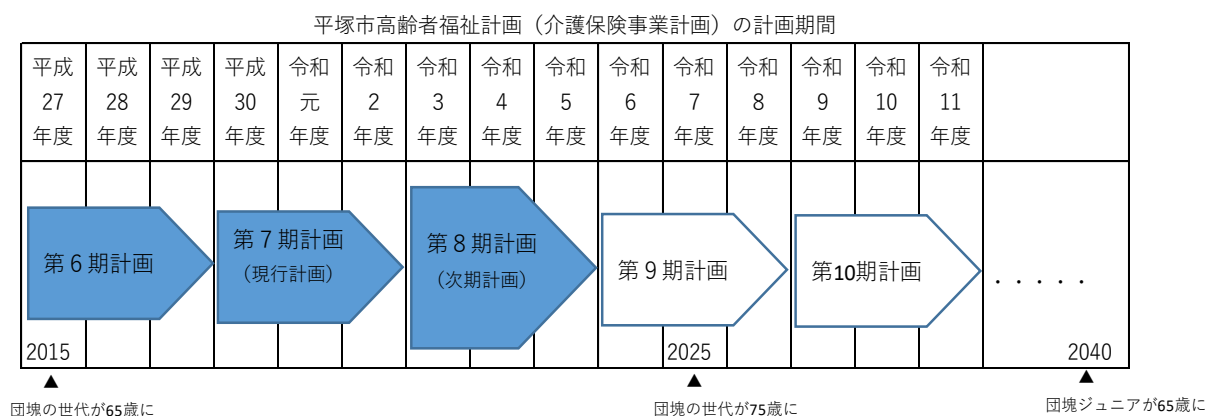
※平成 12 年から始まり、現在は第 7 期

### 2 計画策定方針

#### 【地域包括ケア計画】

国においては、第 6 期以降を「地域包括ケア計画」として位置づけ、2025 年（令和 7 年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

本市の第 6 期及び第 7 期においても、2025 年（令和 7 年）の高齢者を取り巻く状況も視野に入れ計画を策定しています。このため、計画の理念、目標及び施策等は、2025 年（令和 7 年）まで基本的に継続することとします。



### 3 施策検討・実行部会

- (1) 総合事業／介護予防部会（部会長：地域包括ケア推進課介護予防担当）  
【検討課題】 健康増進と介護予防に関する取組 等
- (2) 認知症／医療介護連携部会（部会長：地域包括ケア推進課医療・介護連携推進担当）  
【検討課題】 認知症支援策の推進、医療・介護の連携体制の構築に向けた取組 等
- (3) 生活支援部会（部会長：高齢福祉課高齢福祉担当）  
【検討課題】 高齢者生活支援体制の構築、介護サービス基盤の整備 等
- (4) 介護人材部会（部会長：介護保険課介護給付担当）  
【検討課題】 介護人材の確保、介護現場革新 等

#### 4 今後のスケジュール

6月～8月	実行部会での分野別検討 附属機関からの意見聴取
8月27日	実行部会報告
10月中旬	パブリックコメント前素案確定
11月中旬	庁議
11月下旬	定例行政報告会
12月上旬～1月上旬	パブリックコメント実施
2月下旬	パブリックコメント後素案確定
3月中旬	庁議
3月下旬	平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第8期]) 及び パブリックコメント意見 公表
4月中旬	議会及び理事者への配布

以 上